

民事再生等評価換えが行われる場合以外の再生等欠損金額等及び解散の場合の 欠損金額等の控除明細書（第6号様式別表11）記載の手引

愛 知 県

1 この明細書の用途等

- (1) この明細書は、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第4項に規定する個別欠損金額をいいます。以下同じです。）について、次に掲げる法人が記載し、アに掲げる法人にあっては第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）に添付し、イに掲げる法人にあっては第6号様式別表5の2に併せて提出してください。
 - ア 地方税法（以下「法」といいます。）第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号。以下「震災特例法」といいます。）第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。以下同じです。）又は第4項の規定の適用を受けようとする法人
 - イ 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項（震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）又は第4項の規定の適用を受けようとする法人
- (2) 法人税法施行規則第26条の6に規定する書類を添付してください。
- (3) 本県内に恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額の計算の別を明らかにして記載してください。
- (4) 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る欠損金額又は個別欠損金額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた
1 「 法第72条の2第1項 第3項 第4項 に掲げる事業 」	事業の区分に応じて「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んでください。
2 「債務の免除を受けた金額 ①」から「計 ④」までの各欄	法人税の明細書（別表7(4)）の1から4までの各欄の金額を記載します。
3 「適用年度終了の時に おける資本金等の額 ⑥」	法第72条の18第1項又は第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受ける場合に、法人税の明細書（別表7(4)）の6の欄の金額を記載します。
4 「当期控除を受ける欠 損金額等又は災害損失 欠損金額 ⑦」	第6号様式別表9の④の「計」欄の金額を記載します。
5 「⑦の金額を控除した 後の所得 ⑨」	「1 この明細書の用途等」(1)アに掲げる法人が、第6号様式の68欄の金額又は第6号様式別表5の②3欄の金額から⑦欄の金額を控除した金額を記載します。
6 「⑦の金額を控除する 前の所得 ⑩」	「1 この明細書の用途等」(1)イに掲げる法人が、第6号様式の69欄の金額又は第6号様式別表5の②3欄の金額を記載します。
7 「④、⑧又は⑨のうち 最も少ない金額 ⑪」	「1 この明細書の用途等」(1)アに掲げる法人のうち、法第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人にあっては④の欄の金額、⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第4項の規定の適用を受ける法人にあっては⑧の欄の金額又は⑨の欄の金額のうち少ない金額を記載します。
8 「④、⑤－⑥又は⑩の うち最も少ない金額 ⑫」	(1) 「1 この明細書の用途等」(1)イに掲げる法人のうち、法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人にあっては④の欄の金額、⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち最も少ない金額を、同条第4項の規定の適用を受ける法人にあっては⑤の欄の金額から⑥の欄の金額を控除した金額又は⑩の欄の金額のうち少ない金額を記載します。
9 ⑬から⑰の欄	法第72条の18第1項若しくは第72条の23第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける場合には、記載する必要はありません。